

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

不透明感続くミャンマーの政治情勢

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員
福地 亜希
aki_fukuchi@iima.or.jp

ミャンマーでは不透明な政治情勢が続いている。国軍による全権掌握から2年が経過した2023年2月1日、ミン・アウン・フライン国軍総司令官兼国家統治評議会（State Administration Council: SAC）議長は軍政による統治を正当化する「非常事態宣言」を半年延長した。「ミャンマー連邦共和国憲法（2008）」の規定¹では、「国家非常事態の期間は公布日から1年間」（第417条）とされているが、半年間の延長が2回可能であり（421条）、宣言終了後6ヵ月以内に総選挙を行う（429条）旨、規定されている。しかし民主派勢力との間で膠着状態が続く中、軍政は、反軍勢力による「異常な状況」下における任務を遂行するためには、非常事態宣言の延長が必要であるとし、「国軍最高司令官が与えられた職務を遂行できない理由を述べた場合」（425条）という憲法の規定を根拠に半年の延長を行った格好となっている。今年8月までに実施が予定されていた総選挙も先送りされる公算が高いとみられ²、軍政が長期化する可能性も否定できず、政治的混乱の出口は不透明感が強まっている。

一方で軍政は、1月末に制定した「政党登録法（2023年15号）」に基づく政党の再登録を求めるなど、次期総選挙に向けた環境整備を着々と進めている。同法では、反政府組織やテロ行為を行うものとして指定された個人や組織、あるいは現行法の下で不法と

¹ http://www.myanmar-law-library.org/IMG/pdf/constitution_de_2008.pdf

² 総選挙の実施時期は、2024年10月に予定されている次回国勢調査後との見方もある。

みなされた組織などは、政党の登録が認められないという条項が設けられており、さらに、全国（連邦）規模で活動を行う政党は、登録後 90 日以内に少なくとも 10 万人の党員を募集し、180 日以内に少なくとも全国（330）の半分のタウンシップに事務所を開設することや、全選挙区の半分以上の選挙区で候補者を擁立できない場合などには、政党としての登録が抹消される可能性があるなど、国軍系の連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party: USDP）に有利な内容となっている。

60 日以内とされる 3 月末の期限までに USDP をはじめ既存の 50 の政党が再登録手続きを行ったほか、13 政党が新たに登録を申請した。一方、アウンサン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）をはじめとする 40 の政党は、登録手続きを見送ったため、29 日付で自動的に政党としての登録が抹消された。なお軍政は、クーデター後に NLD 議員などが組織した国民統一政府（National Unity Government of Myanmar: NUG）や連邦議会代表委員会（Committee Representing Pyidaungsu Hluttaw: CRPH）、国民防衛隊（People Defence Force: PDF）を非合法組織に指定しており、NLD として政党登録は事実上不可能となっていた。また軍政は、アウン・サン・スー・チー氏（77 歳）をはじめとする NLD の幹部の大半を拘束し、民主派の弾圧・排除を進めてきた。スー・チー氏に対しては複数の容疑で訴追、既に複数の有罪判決を合わせて刑期は計 33 年に達し、政界復帰は困難となっている。

こうした中、ミャンマーにおける対内直接投資（FDI）は低調に推移している。2022 年度³は 4 月～2023 年 2 月までの 11 ヶ月で 16.2 億ドルと、2018 年度から 2020 年度⁴の同期間（40 億ドル前後）に比べると半分以下の水準にとどまっている（第 1 図、第 2 図）。業種別では電力が最も多く、国・地域別で最大のシンガポールからの投資については、都市開発や不動産のほか、電力、製造業などが多いとされる。

在ミャンマー日系企業を対象とするアンケート調査によると、今後 1～2 年の事業展開の方向性に関する回答では、「拡大」と「現状維持」を併せて約 6 割のシェアを維持しており、クーデターを理由にミャンマーから事業を撤退する動きは、現時点では一部に限られ、様子見姿勢を継続する企業が多いとみられる（第 3 図）。他方、「縮小」および「移転・撤退」の理由としては、「規制の強化」（40.6%）、「成長性、潜在力の低さ」（40.6%）などが挙げられている。経営上の問題点としては、「為替変動」（89.3%）、「資金決済に関わる規制」（69.3%）や「通関等諸手続きが煩雑」（62.7%）といった金融面

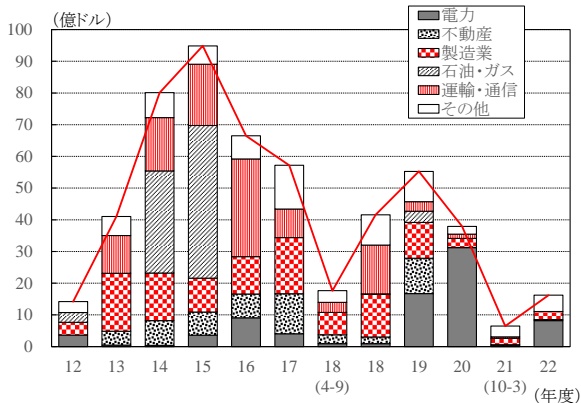
³ 2022 年度は 4 月～翌年 3 月。

⁴ 2018 年度から 2020 年度は 10 月～翌年 9 月。

の課題が目立っており、為替変動や金融・貿易規制の強化などが事業活動の制約となっていることがうかがわれる。

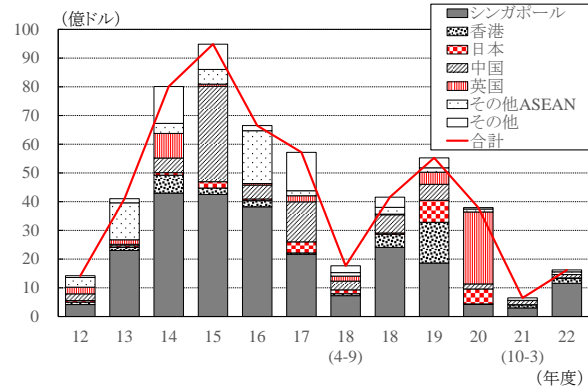
ミャンマーへの新規投資の低迷が続く中、日本からアジア主要国・地域への対外直接投資先としては、中国や東南アジア諸国連合（ASEAN）主要国、カンボジアなどが堅調に推移しているほか、製造業についてはインドなどで拡大の兆しがみられる（第4図）。ミャンマーについては、投資環境の改善が見通せない中、当面は投資計画の延期や見送りなどにより新たな投資は伸び悩む公算が高く、事態の長期化により経営判断が変化する可能性も否定できない。さらに、一度失墜した国際社会の信頼回復には時間を要するとみられ、中長期的な成長性への影響にも留意する必要があるだろう。

第1図：対内直接投資認可額（業種別）の推移



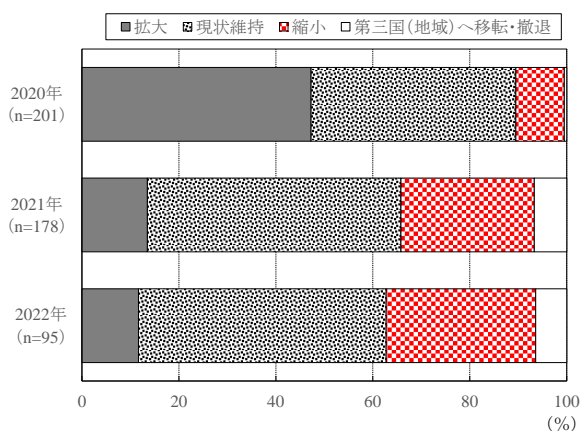
(注)『年度』は、2017年度までは4月～翌年3月、2018年度以降は10月～翌年9月。
2021年度は2021年10月～2022年3月、2022年度は2022年4月～2023年2月時点。
(資料)DICA統計より国際通貨研究所作成

第2図：対内直接投資認可額（国別）の推移



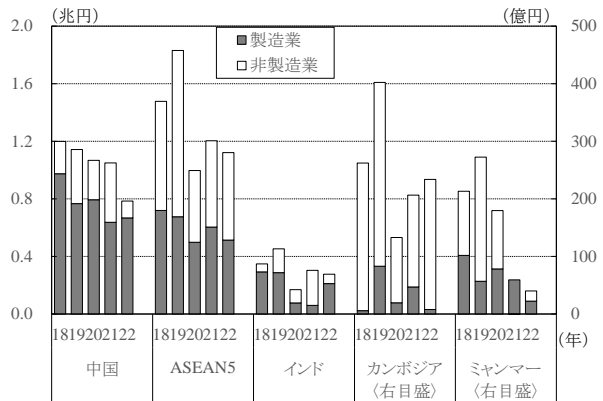
(注)1.『年度』は、2017年度までは4月～翌年3月、2018年度以降は10月～翌年9月。
2021年度は2021年10月～2022年3月、2022年度は4月～2023年2月時点。
2.『その他ASEAN』は、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムの合計。
(資料)DICA統計より国際通貨研究所作成

第3図：ミャンマーにおける今後1～2年の事業展開の方向性



(注)直近の調査時期は2022年8月22日～9月21日。括弧内は有効回答企業数。
(資料)JETRO[2022]より国際通貨研究所作成

第4図：日本からアジア主要国・地域への直接投資の推移



(注)1. 2022年は1-9月期の実績値。
2.『ASEAN5』は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムの合計。
(資料)日本銀行統計より国際通貨研究所作成

以上

<主な参考文献>

- 日本貿易振興機構（JETRO）[2022]、「2022年度 海外進出日系企業実態調査（アジア・オセアニア編）」2022年12月（<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/e98672da58f93cd3.html>）
- 福地亜希[2021]、「クーデター後のミャンマー情勢～膠着状態が続く中、当面は様子見スタンス～」国際通貨研究所 Newsletter 2021.26、2021年11月（<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2021/nl2021.26.pdf>）
- [2022a]、「政変から1年が経過したミャンマー情勢」国際通貨研究所国際金融トピックス if2022.6、2022年2月（<https://www.iima.or.jp/docs/international/2022/if2022.06.pdf>）
- [2022b]、「ミャンマーにおける政治・経済情勢～不透明な政治情勢が続く中、外貨不足が成長ペースを抑制～」国際通貨研究所 国際通過研レポート nl2022.16、2022年9月（<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2022/nl2022.16.pdf>）
- World Bank [2023],”Myanmar Economic Monitor: Navigating Uncertainty,” World Bank Group, January 2023（<https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/099134001292342538/p1791060704c4d0720a7ac0c3c23f1b5b90>）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2022 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
Telephone: 81-3-3510-0882
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
電話：03-3510-0882（代）
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: <https://www.iima.or.jp>